

# 安保破棄ニュース

No. 559  
2023. 11. 10

## 安保破棄・諸要求貫徹大阪実行委員会

〒543-0014 大阪市天王寺区玉造元町一七一三  
TEL 06-6763-1383  
FAX 06-6763-1386  
Eメール ampo-osk@abeam.ocn.ne.jp  
ホームページ <http://www.ampo-osk.jp>

# 地方自治をまもれ！ 代執行を許すな！

福岡高裁に矜持をもって公  
正・公平な判断を求める！

10月30日、辺野古の米軍新  
基地建設問題において、大浦湾  
の海底に広がる軟弱地盤などの  
ために沖縄防衛局が提出した設  
計変更申請を玉城沖縄県知事が  
不承認としたことをめぐり、国  
が知事に代わって承認するため  
に提起した「代執行」訴訟の、  
第1回口頭弁論が福岡高裁那覇  
支部で開かれ、玉城知事が意見  
陳述を行いました。

陳述の中で、玉城知事は「県  
民が示す明確な民意こそが公益  
とされなければならない」と訴  
え、裁判は即日結審しましたが、  
判決期日については「追って指  
定する」とされました。

11月5日には、オール沖縄会  
議が主催する「国による代執行を許さない！デニー知事と共に地方  
自治を守る県民大集会」が開催され、会場となった北谷町のAgreeド  
ーム北谷には1800人が参加しました。

主催者あいさつに立った前名護市長の稲嶺進共同代表は、「(代執  
行は)沖縄の民意と地方自治、そしてうちなーんちゅのちむぐくる  
を真つ二つに切り裂く悪魔の刃だ」「国は、知事が(設計変更申請  
を)承認しないのは、著しく公益を害すると言っているが、地方を  
犠牲にして成り立つ公益など有るはずがない」と厳しく指摘し、  
「国に対しても、ならんせーならん！この不条理を許さない！」  
「今こそ、県民が立ち上がる時だ」と力強く訴えました。

オンラインで集会を視聴していた私は、この訴えこそ、辺野古新  
基地建設をめぐる沖縄のたたかいの全てが込められていると感じま  
した。

まず、今回の「代執行」訴訟を起こす元となる9月4日の最高裁  
判決ですが、判決では、沖縄防衛局が申請した軟弱地盤の改良工事  
のための設計変更申請を沖縄県に承認するよう求める国の「是正指  
示」は違法だとする沖縄県の訴えを棄却し、県が敗訴しました。

しかしこの判決は、国交相の沖縄県が不承認としたことを取り消  
す「裁決」を当然の前提として、「法定受託事務に係る申請を棄却  
した都道府県知事の処分について、これを取り消す「裁決」がされ  
た場合、都道府県知事は、「裁決」の趣旨に従って、処分をする義  
務を負うべき」などとする、まったく形式的なものであり、国と地  
方自治体は対等とする地方自治法の在り方からも不当と言わねばな  
りません。

そもそも、沖縄県が公有水面埋立法に基づいて指摘してきた、軟  
弱地盤や環境破壊などの問題点については全く反証されておらず、  
最高裁としての実質的な審理すら行っていない。

今回の「代執行」訴訟において、国は知事が公有水面埋立法に違  
反していると言いつつ、その根拠が最高裁の判決だと主張していますが、  
前述の通り、判決ではそんなことは言っておらず、その判決を根拠  
に公有水面埋立法違反などというのは、手抜きだと言わねばなりま  
せん。

また、国は「他の方法による是正が困難」と主張しますが、この  
工事が安全保障を巡る巨大な公共事業でありながら、国は沖縄県の  
了解を得て協力しながら進めようとしておらず、「丁寧に説明す  
る」と言いながら「辺野古が唯一」と繰り返すだけで対話に応じ  
ていません。

そしてまた、「国は「著しく公益を侵害している」として、「普天  
間基地の危険性除去は喫緊の課題だ。安全保障上も重要だ」と言  
いますが、何ら根拠を示していません。

何が沖縄県民にとつての「公益」かの判断は、国が押し付けるも  
のではなく、沖縄県民が示し続けている明確な「民意」こそが「公  
益」とされるべきではないでしょうか。

さらに、国は知事が国に従わないことを「異常な事務遂行だ」な  
どと主張しますが、異常なのは「沖縄の負担軽減」などと言いつつ  
ら新たな米軍新基地建設を強行する国の方です。そして、それに抗  
うことがなぜ「著しい公益侵害」などと言えるのでしょうか。

私たち安保破棄大阪実行委員会は、玉城知事の「不承認」を支持  
し、沖縄県だけの問題で  
はなく、全国全ての自治  
体の自主性・自立性に大  
きく影響する重大な問題  
として、国による「代執  
行」を許しません。

福岡高裁が、日本国憲  
法に掲げられた「三権分  
立」の精神の下、司法と  
しての矜持をもって公  
正・公平な立場で判断を  
行い、揺るぐことなく示  
され続けている沖縄県民  
の「民意」を尊重し、日  
本国憲法に定める民主主  
義・地方自治の本旨に即  
して判決することを求め  
ます。



## 近畿安保合同連続学習会第 10 弾

# 自衛隊への名簿提供問題 学習と経験交流のつどい



という基本的人権が、名簿提供の根拠とされている自衛隊法などによって制限できるものなのかという問題がある。また、個人情報保護法が「改正」されたことによって、全国一律に問題が広がる危険性が出てきているため、全国的に連携して声を上げていくことが重要であるということが話されました。

講演後、京都市、吹田市、大阪市城東区、和歌山市、神戸市、奈良県、滋賀県から、運動経験を報告してもらいました。

自衛隊へ名簿が提供されていることは、市民だけでなく、議員も知らない人が多く、いろんな運動を通じて広く知らせていくことが必要であるということが、多くの報告から出されていました。また、名簿の提供を望まない場合に除外申請のできる制度をめぐっての報告や、裁判闘争などの経験などが出されました。

今回の学習会には、大阪府内の 13 市町村より 13 人の議員が参加されていました。

各報告も内容豊かで、時間が足りないほどでした。

大阪としても、除外申請制度がない自治体が多くあるため、まずは全ての自治体に除外申請制度をつくるよう働きかける行動を、各地域の諸団体、議員とも協力し合って進めていく計画です。

近畿 2 府 4 県の安保破棄実行委員会合同で開催している、連続学習会の第 10 弾を、10 月 26 日の 18 時からオンラインで開催しました。今、全国で問題となってきたり、地方自治体による自衛隊への募集対象者の名簿提供問題に関して、学習と運動経験交流を行いました。

まず、自由法曹団兵庫支部の松山弁護士から 30 分間ほど「自衛隊への住基 4 情報提供の問題」と題して講演をしていただき、その後、各地の経験を報告してもらいました。

学習の中で、この問題は、憲法 13 条に規定されるプライバシー権

## 諸団体の取り組み、当面の予定など

### 11 月

- 11 日(土)～12 日(日)「日本平和大会 in 鹿児島」
- 15 日(水) 大阪安保常任幹事会 10:00～
- 22 日(水) 大阪安保 23 宣伝行動 12:00～ 淀屋橋
- 24 日(金) 近畿安保合同会議 14:00～ 大阪安保

### 12 月

- 4 日(月) 近畿安保・自衛隊基地視察行動 (饗庭野)
- 9 日(土) 『戦争国家』を許さない基地闘争交流会 in 沖縄 行動 (～11 日)
- 20 日(水) 大阪安保常任幹事会 10:00～
- 22 日(金) 大阪安保 23 宣伝行動 12:00～ 淀屋橋

# 23 宣伝行動

10 月の安保破棄大阪実行委員会 23 定例宣伝行動を 10 月 23 日の昼 12 時からいつもと同じく大阪市庁舎近くの淀屋橋で行いました。今回で通算 419 回目の 23 行動となります。

今回の宣伝行動は、安保破棄中央実行委員会が提起している、岸田政権による辺野古新基地建設強行のための「代執行」反対全国集中行動の一環として行いました。8 人の参加で、ビラ配布、プラスターをもってのスタンディング、弁士による訴えを行いました。

弁士は、大阪憲法会議・共同センター、大阪労連、大阪母連から出ていただきました。

「代執行」裁判の問題だけでなく、ガザで行われている戦闘行為を今すぐやめろということも、現地からの声を交えて、力強く、道行く人たちに訴えかけました。

11 月の 23 宣伝行動は、11 月 22 日に行います。

